

【別紙】 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法 新旧対照表

◎ 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成二十二年経済産業省・環境省告示第四号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
<p>第一 用語の定義</p> <p>この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第一 用語の定義</p> <p>この告示において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号。以下「令」という。）及び温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「報告命令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ該各項に定めるところによる。</p> <p>1 「償却前移転」とは、償却を目的として、算定割当量を国の管理口座に移転をすることをいう。</p> <p>2 「排出量調整無効化」とは、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転ができない状態にすることをいう。</p>	<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温</p>	<p>第二 調整後温室効果ガス排出量の調整方法</p> <p>1 調整後温室効果ガス排出量は、次項に規定する調整対象温</p>

室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号及び第二号に掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第三号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。

(削る)

一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を移転できない状態にすることをいう。以下同じ。)をした国内認証排出削減量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。)

二 (略)

三 特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量

室効果ガス排出量又は当該調整対象温室効果ガス排出量から第一号から第三号までに掲げる量の一部若しくは全部を控除し、並びに第四号に掲げる量を加算して得た量とする。ただし、その量が零を下回る場合には零とする。

一 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて償却前移転をした算定割当量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。)

二 特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて排出量調整無効化をした国内認証排出削減量(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたもの及び第三第三項の規定により排出量調整無効化をしたものを除く。)

三 (略)

四 特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量(特定排出者が平成二十六年三月三十一日以前に移転をした量を除く。)

<p>2 (略)</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。</p> <p>2 他の方が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の方が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。</p> <p>3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第三号に定める移転をした量とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。</p> <p>2 他の方が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の方が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。</p> <p>3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。</p> <p>2 他の方が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の方が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。</p> <p>3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第三号に定める移転をした量とみなす。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三 調整後温室効果ガス排出量の調整に当たつての留意事項</p> <p>1 報告を行う年度の四月一日から六月三十日までの間に償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該報告に係る調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。ただし、その場合において、翌年度の報告に係る調整に用いることはできない。</p> <p>2 他の方が償却前移転をした算定割当量又は排出量調整無効化をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量について、当該他の方が自らの代わりに償却前移転又は排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあつては、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができる。</p> <p>3 前項の場合において、特定排出者が国内認証排出削減量を創出し、排出量調整無効化をしたときは、当該国内認証排出削減量については、第二第一項第四号に定める移転をした量とみなす。</p>